最終更新日：2016年10月25日
株式会社ストリーム
代表取締役社長　劉　海涛
問合せ先：03-6858-8189
証券コード：3071
http://www.stream-jp.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の「効率化」「健全性」及び「透明性」を高めるとともに、法令・ルールに遵守した経営を確立・維持しながら企業価値の最大化を図ることが、全てのステークホルダーの皆様の信頼を確保し、企業が持続的に発展していくうえで大変重要であると考えております。そのために当社はコーポレートガバナンスの整備・強化が最も重要な経営課題の一つと位置付けており、適確かつ迅速な意思決定の実行、意思決定に対する監督機能が発揮できる経営体制の整備に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
劉　海涛	6,250,000	21.91
株式会社ベスト電器	5,660,000	19.84
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED　700700 常任代理人　株式会社みずほ銀行　決済営業部	3,900,300	13.67
BANK JULIUS BAER AND CO.LTD.SINGAPORE CLIENTS 常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行　決済事業部	2,000,000	7.01
株式会社ビックカメラ	233,000	0.82
日本システム開発株式会社	230,000	0.81
株式会社セキド	210,000	0.74
石田　秀樹	187,900	0.66
前川　冨造	155,000	0.54
UBS AG London Asia Equities 常任代理人　UBS証券株式会社	108,100	0.38

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	1 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小野　浩司	他の会社の出身者					○		○				
緒方　政信	他の会社の出身者					○		○				
張　　秉新	他の会社の出身者							○				○
水谷　　智	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小野　浩司		特にございません。	当業界の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、就任していただきました。
緒方　政信		特にございません。	当業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、就任していただきました。
張　　秉新		特にございません。	インターネット・サービス業界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、就任していただきました。
水谷　　智		特にございません。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、就任していただきました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より監査結果の報告を受けており、定期的及び随時に会計監査人と会合を持ち、意見及び情報交換を行っております。
また、内部監査責任者から内部監査の状況について報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉山　政美	他の会社の出身者													○
伊藤　章寿	他の会社の出身者													○
小手川 大助	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山　政美	○	特にございません。	経営コンサルタントとして豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言が期待できるため就任していただきました。
伊藤　章寿	○	特にございません。	財務及び経理の実務経験が豊富であり、当社の経営全般の監視と有効な助言が期待できるため就任していただきました。
小手川 大助		特にございません。	研究者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般の監視と有効な助言が期待できるため就任していただきました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値向上及び士気の高揚による業績向上等に寄与することを目的とします。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役報酬については、有価証券報告書において総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社では、社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会又は監査役会開催の3日前に招集通知とともに資料をメールにて伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 当社取締役会は7名の取締役により構成され、取締役会は定時取締役会を原則として月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。重要な業務執行に関する意思決定や経営戦略を決定しております。これらの取締役会における意思決定や報告の過程において社外取締役や社外監査役からも有用な助言を得て業務執行に活かす等、透明性の高い機関となるよう努めております。
2. 当社は、迅速な経営上の意思決定を行うために、原則として毎週1回経営会議を開催しております、経営会議におきましては、各部門から業務遂行の現状、課題と対応状況、経営成績の分析等についての報告、また、業務執行に関する重要事項についての審議を行っております。
3. 当社は、監査役会設置会社形態を採用しており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名で構成され、その全員が社外監査役であります。
監査役会は監査に関する重要な事項について協議、決定を行っており、また、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監査及び重要な事項について報告をうけ、経営全般に関する適法性を監査しております。
4. 当社は、内部統制室を独立した組織として設置し、内部監査及び内部統制の専従者として1名配置し業務監査を実施しております。監査結果の報告に基づき、代表取締役は被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の向上を経営の重要課題として認識しております。
取締役の職務の遂行を監督、監視する体制として、社外取締役及び社外監査役を選任し、監視機能が発揮できるコーポレート・ガバナンスの体制が有効に確保されているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では決算業務の早期化をはかり、招集通知の早期発送に取り組んでおります。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、インターネットによる議決権の行使を可能としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに有価証券報告書・決算短信・適時開示資料・決算説明会資料等の掲載を実施しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部　経営管理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主をはじめとするあらゆるステークホルダーに対して説明責任を果たすとともに、積極的なIR活動を行うことでディスクロージャーを更に充実させ、情報の提供を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成19年1月30日開催の取締役会において、「内部統制の整備に関する基本方針」を定め、業務の適正性の確保や監視体制の強化に取り組んでまいりました。また、平成22年7月26日開催の取締役会及び平成24年3月19日開催の取締役会において、その後の状況を鑑みその一部を改定し、内部統制の適切な運用を推進しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
a 当社の取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するためには、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを認識し、企業文化として定着するよう周知徹底を図る。
b コンプライアンスを含む内部統制システム構築のためにコンプライアンス委員会を設置し実施状況について取締役会及び監査役会に報告を行うものとする。
c コンプライアンスの意識向上のための研修や行動指針の周知徹底などの啓蒙を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
a 文書管理規程、個人情報管理規定等の社内規程により、取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理を適切に実施し、必要に応じて適宜見直しを行う。
b 取締役の職務権限と担当業務を明確にして、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべくリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定めております。
a リスク管理体制の充実を図るため、ストリームグループリスク管理規程を制定・施行し、リスク管理委員会を設置する。リスク管理委員は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
b リスク管理委員会は、事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜及び災い等の危機に対しては、しかるべき予防体制を整備する。また、緊急時の対策等を定め、危機発生時には、これに基づき対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的かつ適切に行われることを確保するための体制
取締役の意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させる。

5. 企業集団における業務の適性を高め確保するための体制
当社グループ全体の業務が適性に行われるため法令遵守体制の整備及び業務の適切性を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、当社の従業員から監査役スタッフを任命し配置する。
なお、当該監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の同意を得た上で決定するものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a 取締役及び使用人は必要に応じて業務執行状況や内部統制の状況を監査役に報告し不正や不適切な行為を未然に防ぐよう体制を整える。
b 監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役及び使用人は会社経営及び業務運営上の重大事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告する。
c 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長を最高責任者とする内部統制整備・運用・評価体制を構築し、内部統制システムの整備・運用を行うとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係は重大な企業リスクであるという認識のもと、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応することを方針とする。
a 反社会的勢力に対する基本方針・統括責任・対応等を反社会的勢力対応規程に定め遵守する。
b 取締役及び使用人に対して適宜、教育及び研修を行い反社会的勢力との関係拒絶を徹底する。
c 所轄の警察・顧問弁護士等と連携し迅速、組織的に対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

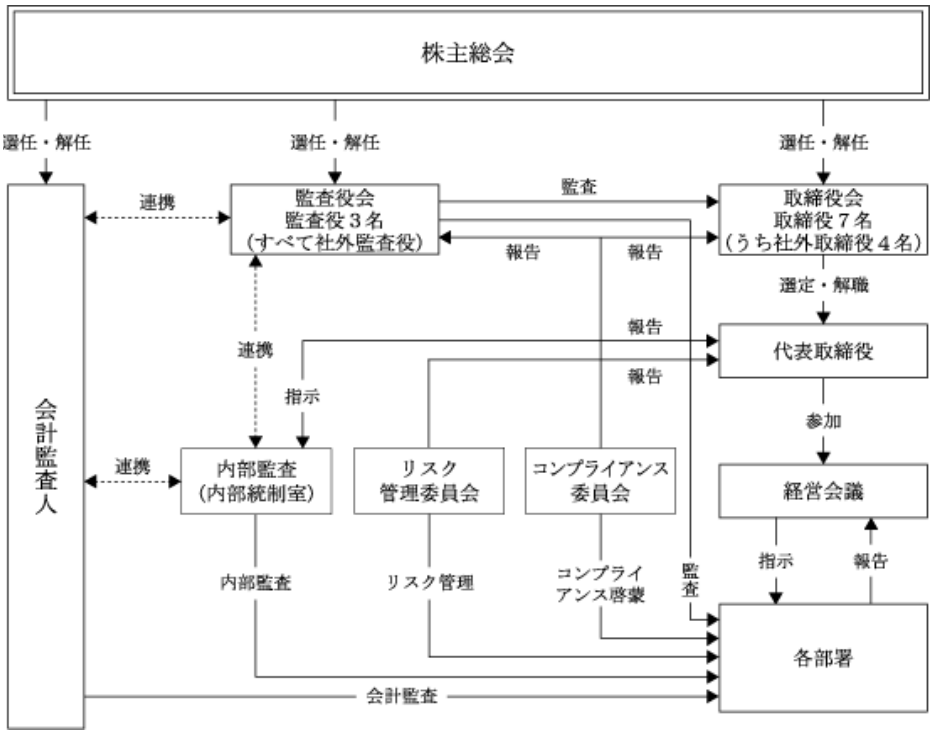

（参考）会社情報の適時開示に係るフロー図

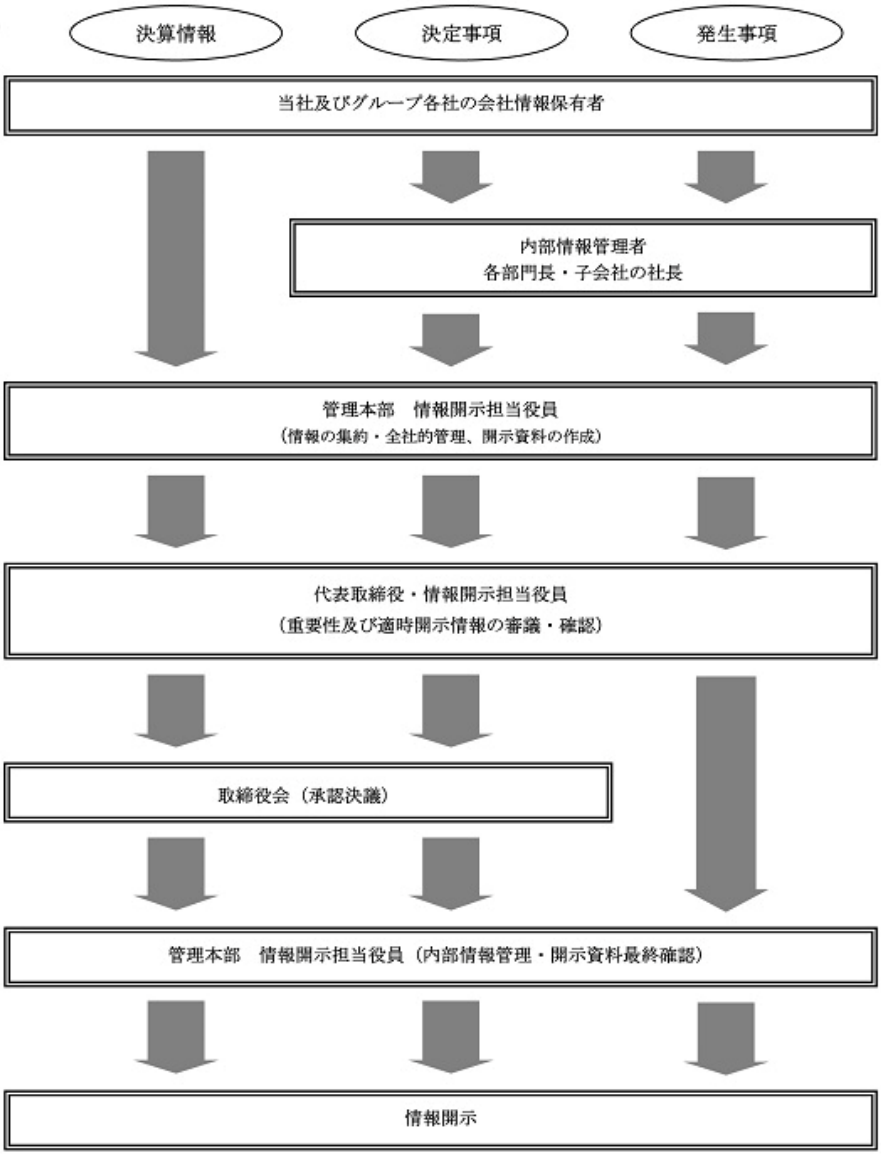

以　上